

議第42号

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項第1号ア中「以下同じ。）であつて」を「」または指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う者をいう。）であつて」に、「以下同じ。）を」を「」または指定地域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）を」に改め、同号イ中「以下同じ」を「」または指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護事業者が当該指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業所等」という）に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同号ウ中「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同項第2号中「（平成9年法律第123号）」を削り、「第8条第18項」を「第8条第19項」に、「第8条第22項」を「第8条第23項」に、「同条第18項」を「同条第19項」に、「以下この項において」を「以下」に改め、同号ア中「基準該当生活介護とみなされる通いサービス」の右に「、別表第7第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、別表第8第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス」を加える。

別表第7第2項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定

看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。

オ この号の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者にサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

別表第8第2項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供

する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。

オ この号の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者にサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。